

## 男鹿市移住活動支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、移住希望者が本市を訪れる際の交通費の一部を補助することにより、より多くの移住希望者が実際に市内各地域を体験し、理解を深めることで、本市への移住及び定住を促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 本市への移住を希望又は検討している個人をいう。
- (2) 移住活動 移住希望者による市内での移住の実現に向けた暮らし体験、下見等の行為をいう。
- (3) 補助対象事業 補助金の交付の対象となる移住活動をいう。

### (交付の対象及び交付額等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、秋田県外に居住する移住希望者とする。

2 補助対象事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) あきたで暮らそう！Aターンサポートセンター又は本市で移住相談の上、それらの案内、指導、助言等の下で実施されるもの。
- (2) 宿泊を伴う行程の場合、本市内宿泊施設を利用するもの。
- (3) 移住に直接関係する行程が全行程の過半を占めるもの。

3 補助金の交付の対象となる経費は、居住地から本市内への移住活動のための往復交通費で、移住希望者及びその世帯員が公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費、高速道路の利用料金及び別表1に定める自家用車等利用旅費の合計とする。ただし、当該経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としない。

4 補助金の交付額は、前項の経費に2分の1を乗じた額(千円未満切り捨て)とする。ただし、上限額を2万円とする。

5 同一の移住希望者及びその世帯員に対する補助金の交付は、同一年度につき1回までとする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業実施の7日前までに事業実施計画書(様式第1号)を男鹿市長(以下「市長」という。)に提出するとともに、補助対象事業の完了から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、補助金交付

申請書（様式第2号）に、市長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定した内容及びこれに付された条件を通知する。

（補助金の交付）

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

距離数	金額
30 キロメートル未満	対象経費としない。
30 キロメートル以上 40 キロメートル未満	700 円
40 キロメートル以上 50 キロメートル未満	900 円
50 キロメートル以上 60 キロメートル未満	1, 200 円
60 キロメートル以上 70 キロメートル未満	1, 400 円
以降 10 キロメートルごとに 200 円ずつ加算する。	